

# 三里塚小学校いじめ防止基本方針

令和6(2024)年3月改訂

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

本校では、平成25年に制定された「いじめ対策推進法」や「北海道いじめの防止等に関する条例」「札幌市いじめ防止等のための基本方針(改定案)」等を基に、三里塚小学校『いじめ防止基本方針』を策定(令和6年3月改訂)する。

この基本方針を参考に、「いじめ」について学校、児童、保護者、地域が共通の認識に立って、すべての子どもが幸せに生活できる社会を形成していきたいと強く願っている。

さらに、本校では、いじめ対策委員会を「学校いじめ防止基本方針」に位置付け設置し、いじめに対して組織的かつ速やかに対応する。また、いじめ対策委員会は、校長を責任者とし、全ての取り組みは校長の監督下で行う。構成員は、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などを招集する。いじめ対策委員会は、いじめ事案の有無にかかわらず、毎月最終木曜日に定例として開催する。会議録を作成し、適切に記録をする。

いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催するものとする。

## 1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条より)

国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、具体的ないじめの態様について、以下のように示されている。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、学校の役割と責任を自覚しなければならない。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」第1の2では、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念や、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針と、本校のいじめ防止等に係る基本的な考え方を一致させる。

## 3 学校いじめ防止基本方針

以下のことを意図して、学校いじめ防止基本方針を策定する。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まずに、組織として一貫した対応となる。
- ・学校の対応を示すことは、児童及びその保護者が学校生活を送る上での安心感につながるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

### 【1】 いじめの未然防止の取組

#### ① 「いじめ」についての理解

- (1) 低学年のうちから、教職員と児童が「いじめとは何か」「何がいじめなのか」について認識を共有する。「してはいけないこと」を低学年から具体的に意識付けする。何が「いじめ」なのかを伝える。
- (2) 被害児童の気持ちを理解した上で支援を行う。被害児童は、一人で不安や悩みを抱え、いじめが深刻化する場合がある。
- (3) 加害児童や関係児童の指導、支援も行う。「なぜいじめを行ってしまったのか」という視点をもつ。

## ②豊かな心の育成

- (1) 道徳教育を充実させ、生命の尊重・思いやりの心を育む教育活動に取り組む。
- (2) 一人一人が大事にされていること、自己肯定感や自己有用感を育む。
- (3) 家庭や地域との連携や外部講師の活用などを工夫しながら行う。

## ③学習における学び合いの推進

- (1) 学び合いにおける授業規律（発言の聴き方、発表の仕方等）を育む。
- (2) 少人数グループや学級において、互いを尊重した学び合いを適宜取り入れる。

## ④児童会によるいじめ防止の取組

- (1) 自己肯定感、自己有用感を育むために、互いに助け合い支え合う活動や、あいさつ運動等よりよい学校づくりのために発信する取組を通して、いじめ防止活動を推進する。

## ⑤異学年交流（イチイタイム）の取組

- (1) 異年齢集団で、遊んだり、学んだりすることを通して、高学年としての自覚や自分を律する心、相手を思いやる心や言動等を育む。

## ⑥情報モラル教育の推進

- (1) 児童及び保護者、教職員に情報モラルに関わる内容について、ホームページを活用して周知をしたり、懇談会で話題にしたりする。

## ⑦学校いじめ防止基本方針の教職員の共通理解

- (1) 学校経営案に学校いじめ防止基本方針に関わる内容を位置付ける。
- (2) 学校経営案提示時に校長から及び特別委員会（いじめ対策委員会）提案時には実務担当者から、本方針について説明をする。
- (3) 年度初めには、【別紙1】「いじめ対応フローチャート」や【別紙2】「重大事態発生時対応フローチャート」、【別紙4】「児童との個人面談での留意点」を教職員間で共有する。

## ⑧心の居場所部の役割

- (1) 学びの支援にかかわる業務を行う中で、困りや変化についての情報共有を継続的に行う。

## ⑨校務の効率化

- (1) 教育活動の精選や見直しによる担任の業務軽減を図る。
- (2) 教職員が児童と向き合う時間を確保するため、校務分掌の適正化を図る。  
※学びのサポーター、相談支援パートナー、加配人材の有効活用  
※専科指導による複数教員による児童観察

## ⑩地域や家庭との連携

- (1) 本方針をホームページで公開し、いじめ防止の取組についていつでも閲覧できるようにし、共通理解を図る。
- (2) 1学期に実施するPTAや地域の行事、会議や懇談会などで、児童の情報を交流する。
- (3) 進学に関わり、地域の中学校と引継ぎ事項を決め、児童の情報を伝える。

## ⑪若手教員や学級経営に困りを抱える教員を支える組織づくり

- (1) 授業改善部が、担任の実践的指導力を向上するための取組や研修を企画、実施する。

- (2) 学年で時期（長期休み明けや前期終了時等）を合わせて、【別紙4】「早期発見のためのチェックリスト～担任用～」を実施し、児童の状況を把握する。
  - (3) 担任をもたない教員や児童生徒加配教員、相談支援パートナーなどが、【別紙1】「いじめ対応フローチャート」や【別紙4】「早期発見のためのチェックリスト」、【別紙6】「児童との個人面談での留意点」を使用しながら、担任の生徒指導に関わる困りに寄り添い、助言をしたり、支えたりする。
- ②事案が起きた時の即時的な情報共有体制
- (1) 校務支援システムを効果的に活用する方法を検討する。
- ③児童の心の変化や成長を捉える組織的対応
- (1) 学級担任と担任外が連携し、校内支援や保護者面談等を推進する。
  - (2) 児童理解全体会へスクールカウンセラーの参加を随時依頼する。
  - (3) いじめられた児童へ、事実とその時の気持ちについて分けて聴取する。

## 【2】 いじめの早期発見の取組

### ①児童のよさや困り等の把握

- (1) 日常の打合せや児童観察、教育相談の中で得た情報を、学年間や担任外等と共有する。
- (2) 特別支援教育コーディネーターが収集・集約した情報を関係教職員で共有する。

### ②「悩みやいじめに関するアンケート」の実施・対応

- (1) 年2回（令和5年度は6月と11月）調査を実施する。
- (2) アンケート調査の目的は、いじめがあるかないかという「事実確認」と児童のいじめに対する「意識の確認」である。担任だけではなく、いじめ対策委員会の委員等複数で調査結果に目を通す。
- (3) 調査集約後、いじめ対策委員会を開催し、認知したいじめの事実及び児童の意識について共有、対応を検討する。

### ③「対話旬間」の活用

- (1) 上記アンケート後に実施する対話旬間で、児童一人一人と担任が面談する機会を設け、いじめの認知や児童の困り感の把握に努める。得た情報について、いじめ対策委員会で情報共有し、対策を検討する。

### ④児童と保護者との関わりによる児童理解

- (1) 登下校時、玄関や教室で、児童や保護者と話したり、様子を見たりする。
- (2) 児童の学校での様子について、適時保護者へ伝え、家庭での様子を伺う。【別紙4】「早期発見のためのチェックリスト～担任用～」や【別紙5】「子どもの様子チェックリスト～家庭用～」を活用する。
- (3) 児童や保護者が、不安や悩みをいつでも相談できる教育相談体制を整える。スクールカウンセラーや相談支援パートナー、学びのサポーターなどを有効に活用する。

## 【3】いじめへの対応

### ① いじめ対策委員会の設置

#### (1) 組織

・組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。

#### (2) 役割

・学校いじめ防止基本方針に基づく未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。

・アンケート調査や教育相談等について計画的に実施する。

・いじめに関わる情報の集約、いじめ事案が発生した際の会議の招集を行う。

・いじめ事案への対応を検討する。

・教職員の共通理解と意識啓発を行う。

・児童や保護者、地域への情報発信と意識啓発を行う。

・「学校いじめ防止基本方針」の改善を図る。

・重大事態への対応を行う。

・定期的実施される「いじめ対策委員会」において、【別紙3】「『いじめ対策委員会』チェックリスト」を活用し、本委員会の推進に努める。

#### (2) 組織の構成

いじめ対策委員会は、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の職員とする。必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などを招集する。

### ② 速やかな対応

(1) いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。

(2) 校長が不在は教頭が対策会議を実施する。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得る。

(3) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

### ③ 定期的な会議

(1) 学校いじめ対策組織の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）」に位置付け、定例の会議を月に1回（最終木曜日）開催する。

(2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

(3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。

(4) 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

## 【4】重大事態への対応

本校は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、【別紙2】「重大事態発生時対応フローチャート」に基づき、速やかで適切な方法により、事実関係を明確に調査する。

「重大事態」とは

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたケース
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  
- ② いじめにより児童が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらない。
  
- ③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

本校で重大事態に係る調査を行ったときには、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。また、市教委や外部機関と連携しながら、加害者及び被害者への心的ケアにあたるなど、専門家からの助言を基にした対応を検討する。

別紙資料

- 【別紙1】いじめ対応フローチャート
- 【別紙2】重大事態発生時対応フローチャート
- 【別紙3】「いじめ対策委員会」チェックリスト
- 【別紙4】児童との個人面談での留意点

## 【別紙1】いじめ対応フローチャート

いじめに関わる情報を入手

- 児童の様子を観察し、その言動からいじめの兆候が見られたとき
- 児童が記載した文章等から、気になる言葉を発見したとき
- 児童や保護者から、相談や訴えがあったとき
- アンケート調査や教育相談による訴えがあったとき

情報共有・情報整理・緊急対応

- ・学級担任・学年主任
- ・特別支援教育コーディネーター・教頭

校長

「いじめ対策委員会」の開催

管理職、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員

必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家や市域の関係者

### ① 認知した情報の整理・共通理解

- ・認知までの経緯
- ・いじめの態様
- ・関係者（被害・加害・周囲）

職員会議

報告・共有・協力

### ② 調査方針の決定

- ・緊急度の確認（自殺・不登校・自傷行為等の危険度）
- ・聴取や指導の際に留意すべきことの確認

保護者

連絡・見守り・協力

### ③ 役割分担

- ・被害児童からの聴取と支援担当（担任・主幹教諭）
- ・加害児童からの聴取と支援担当（担任・主幹教諭）
- ・周囲の関係児童へ、全体への指導担当（学年主任・教頭）
- ・保護者、関係機関への対応担当（教頭・担任）
- ・必要事項の詳細な記録（学年担任・主幹教諭）

教育委員会

報告・支援・指導  
重大事態への対応

### ④ 調査・聴取の実施

- ・迅速な対応・適切な時間・適切な場所
- ・組織で対応・正確な情報
- ・情報提供に対する報復への注意
- ・注意、叱責、説教だけで終わらないこと

### ⑤ 情報集約・事実関係の把握＝いじめの認知

### ⑥ 調査資料の整備・保護者等への連絡

### ⑦ 指導方針の決定

### ⑧ 支援・見守り体制、いじめ解消の確認

- ・被害児童に対する心理的・物理的影響を与える行為が止んでいる状態が最低3か月継続
- ・被害児童が苦痛を感じていないこと
- ・加害児童の支援も大切

関係機関

児童相談所・警察  
相談・協力依頼

## 【別紙2】重大事態発生時の対応

### (1) 重大事態発生時の報告

市立学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

### (2) 調査主体の判断

- 教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童生徒または保護者の申立てなどを踏まえ、市立学校と教育委員会とのどちらが調査の主体になるかを総合的かつ慎重に判断する。

〈市立学校が調査の主体の場合〉学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施。

〈教育委員会が調査主体の場合〉「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施。

### (3) 調査の実施

#### ア 調査の目的

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生を防止を図る。また、調査を実りあるものにするために、教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

#### ★明確にする事項の例

- ・いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか。

#### イ 調査の開始

重大事態の調査を行うことは、児童生徒の以後の生活等に影響を与えることが考えられるため、調査方法等について、事前に当該児童生徒及び保護者に説明する。

#### ウ 調査の方法

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。

### (4) 調査結果の提供・報告

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は市立学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する所見をまとめた文書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

#### 再調査について

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- 再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議<sup>33</sup>」において行う。
- 再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

(5) 調査結果の公表

調査結果の公表については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき判断する。

(6) 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

○ 市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(7) 学校と教育委員会における取組の検証

○ 重大事態が発生した学校においては、調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、学校いじめ対策組織において検証を行い、教育委員会に報告する。

○ 教育委員会は、学校の再発防止の取組状況について指導・助言を行うとともに、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に定期的に報告し、検証の上、必要な改善を図る。

【別紙3】 「いじめ対策委員会」 チェックリスト

	項目	✓	内容
1	委員の構成等		いじめ対策委員会は、複数の教職員及び専門的な知識を有する者で構成している。
2	年間計画への位置づけ		いじめ防止に係る年間計画を策定している。
3	委員会の開催		定期的に委員会を設定し、実施している。
			事案発生時に委員会を開催し、取組の進捗状況や児童の状況等について確認し、対応策を決定している。
4	情報収集と共有		事案発生時、教職員が、誰にどのような手順で報告するかをチャート図で示し、共通理解を図っている。
			児童の様子で気になることやトラブル等について、報告を受け、教職員間で情報を共有している。
5	いじめの認知		教職員から児童の様子で気になること等が報告された場合、事実確認の方法を決定している。
			本委員会がいじめの報告を受け、事案がいじめであるかどうかについて、組織として判断している。
6	対応方針の協議		いじめの早期発見に向けた対応方針を協議している。
			事案ごとに、被害や加害の児童及びその保護者に対して、誰がどのように対応するか、役割分担をして決定している。
			対応方針について、担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認し、本委員会に報告している。
7	指導助言		管理職が、担任等に適切に助言をしたり、相談にのったりしている。
			担任に、本委員会がきめ細かに指導・助言している。
8	記録の保管・引継		全ての事案について、本委員会で確認した共通の様式で記録を残し、他の教職員が確認できる方法で保管している。
			新年度は、担任がいじめに係る記録を確実に引継ぐ。「気付き」による引継。卒業生も、進学先にいじめに係る記録内容を引継ぐ。
9	学校評価 基本方針の快泳		「学校いじめ防止基本方針」の取組について、学校評価等で成果と課題を検証している。
			評価結果を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を改訂している。
			学校評価項目には「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を位置付けている。

## 【別紙4】児童との個人面談での留意点

### 1 「聴き上手」…傾聴し、信頼関係をつくる

- ・最初は、児童が日常生活で興味関心をもっていることや好きなことなどを切り口とし、徐々に相談へと進める
- ・児童の目を見ながら、柔らかい表情で「はい。」「そうだね。」「なるほど。」等、相槌を打ちながら聴く。
- ・児童から聞かれたことについては、具体例を挙げながら分かりやすく話す。教員の考えや価値観等、押し付けない。
- ・子どもの話に興味をもちながら聴く。
- ・児童の行動や感情を認める。
- ・児童のあるがままを受け入れる。迎合することではない。

### 2 児童の話聴きながら、核心をつく

- ・先生は自分の話をよく聞いてくれているという安心感をもてるように、児童の話した語尾や感情のポイントを繰り返しながら聴く。
- ・「そのことについてもう少し話してみませんか。」「その時、どのような気持ちになりましたか。」「今、話していてどんな気持ちですか。」「これからどうなりたいですか。どうなったらよいと思いますか。」等、問いかけることで、児童が自己理解を深めるようにする。
- ・自己理解を深めた後、自分の目標などを自覚できるようにする。

### 3 必要に応じて児童に行動を促す働きかけをする

- ・「～してみたら。」「～はどう。」等の助言、「先生だったら～するかな。」「この場合は～と考えられるかも。」等の示唆をしながら、児童が主体的に選択をしたり、自己決定したりできるよう情報提供をする。
- ・「そういう時は～という言い方がいいよ。」「～について考えてごらん。」等、具体的な内容を伝えると児童が選択、決定しやすくなる。